

ID: 5442

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	既存の特定建築物に設ける車いす使用者用エレベーターの構造に関する特例認定		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項		
法令番号			
【基準】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例) 第1項の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日